
平成28年 第2回(定例)木城町議会会議録(第2日)

平成28年3月7日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成28年3月7日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

出席議員(10名)

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 淵上 達也君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 稲田 宏美君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	教育課長	中井 諒二君
総務課長	中村 宏規君	財政課長	石井 雄二君

会計管理者	……………	伊藤 章君	まちづくり推進課長	…	萩原 一也君
環境整備課長	……………	河野 浩俊君	税務課長	……………	津江 邦彦君
福祉保健課長	……………	小野 浩司君	町民課長	……………	吉岡 信明君
産業振興課長	……………	押川 道彦君	代表監査委員	……………	桑原 正憲君

午前9時00分開議

○事務局長（**淵上 達也君**） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は傍聴席入り口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（**後藤 和実**） おはようございます。早朝より議会傍聴にご来場いただき、ありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の一般質問は、4名の議員が行います。質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。議員の質問事項につきましては、お配りしております資料をごらんください。

なお、議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますので、重ねてご了承ください。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（**後藤 和実**） 日程第1、一般質問を行います。

これから通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番、2番の質問事項については、一問一答式により、2番、神田直人君の登壇質問を許します。神田直人君。

○議員（**2番 神田 直人君**） それでは、私のほうからご質問させていただきます。本町の防災対策について、お伺いいたします。

3・11、東北大震災から5年が経過しようとしております。現在もなおその傷跡は癒えず、重荷を背負って生活されている人々を思うとき、自然の驚異と自然に対する人間の無力さを感じざるにはおりません。大震災以降も、台風や大水による土石流災害や、昨年の常総市の堤防の決壊など、まだ記憶に新しいところです。テレビで映し出される家屋が流れるさまや、屋根に乗って助けを求めるさまなど、目に焼きついております。

南海トラフにおける予想が出され、本県においても、沿岸部においてそれぞれ対策がとられ、高鍋、新富町などでは津波避難タワーの建設が計画されているようであります。本町においては内陸部のまちであります。大震災が発生した場合、沿岸部の高鍋より小丸川をさかのぼって何分ぐらいで高城まで来るのか、または堤防は越えるのか、住宅の浸水はあるのか、あるとすれば何メートルぐらい浸水されるのか、シミュレーションされているとすれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 日本は災害を受けやすい国だと思っております。神田議員、今おっしゃいましたように、5年前の東北大震災、そして昨年9月は関東・東北豪雨のように、予想だにしないような自然災害が発生をし、尊い命等が失われるような被害、災害が多発をしているところであります。

宮崎県におきましても、南海トラフ巨大地震の発生により津波などの甚大な被害が危惧されているところでもありまして、ここ数年は、木城町それから宮崎県においても、台風による甚大な災害はないにしても、台風災害についても常在危機、常時危機という意識を持って備えなければならないと思っております。

そこで、木城町では地域防災計画もまた新たに改定をしたところでありますし、また土砂災害、洪水、ハザードマップを作製しております。さらに、関係機関との災害協定でありますとか防災講座を実施するなど、普段からの備えと、いざというときの適切な行動がとれるよう啓発をしているところであります。

先ほど、津波の件、それから住宅の浸水、それからシミュレーション等、具体的なお質問がありましたので、その点につきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 今現在、県では南海トラフ大地震が心配されておまして、沿岸部等におきましては、その対策等をとられておられるところがございますが、その県のシミュレーションによりますと、木城町につきましては津波の想定区域内に入っていないということで、想定区域外になっております。したがって、津波による被害は想定されていないということでございます。

ただ、ご質問の中に土石流等の心配をされておられますが、土石流関係につきましては本当に懸念される部分がございます。例えば台風等による水害等につきましては、宮崎県防災計画によりますと降水量が大きく影響をしまして、日降水量が200ミリで被害が発生する危険性が高まる。それ以上になりますと田畑の浸水や崖崩れの被害が急増し、日降水量350ミリ以上になりますと床上浸水等の被害が発生するようになるというふうに、県の総合計画では記載してありません。

それから、時間雨量が最近心配されておりますが、時間雨量の関係で言いますと、気象庁のほうで注意を喚起しております。30ミリ以上50ミリ未満になりますと、山崩れ、崖崩れが懸念されるようになります。それから50ミリ以上80ミリ未満になりますと、状態は滝のようにゴーゴー降るということで、土石流が起こりやすいようになります。それから80ミリ以上になりますと、息苦しくなるような圧迫感を覚えるということで、大規模な災害の発生するおそれが非常に強くなるということで、厳重な警戒が必要になってくるというふうに気象庁のほうでは注意を喚起しております。

で、本町におきましては、土砂災害それから小丸川の氾濫が懸念されます。そこで、今年度になります。木城町防災パンフレットと、それからハザードマップを全家庭に配付しておりますが、このハザードマップによりますと浸水区域には、小丸川が氾濫した場合、比木、岩瀬、出店、中川原、田畑、一向瀬、仁君谷、下鶴地区などが含まれておることです。残念ながら、まだその戸数関係については、そこまで詳細な資料についてはありません。また町独自でその部分も査定していませんので、ただ、この地図ではっきりと浸水区域が示されておりますので、そこを日ごろから確認をしていただくことが重要であると思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 災害の状況によって想定はさまざまであろうというふうに考えておりますが、本町の場合ハザードマップが配付されるということですので、ある程度の避難所の場所、避難の場所、避難路の確保は十分なされているのかどうか、また、小中学校における避難訓練が実施されていると思いますが、その訓練の内容はどんなものか、堤防が決壊した場合などの浸水が発生したら、椎木地区においては小中学校に避難もしくは高台の上の原のほうへ避難するのでしょうか。小中学校あたりはどれぐらい収容できる見込みなのか、また上の原に避難するとすれば、車で逃げるとすれば、車の渋滞で、道路が塞がれて渋滞することが考えられます。歩いて上る場合には階段は必要ないのか、また、東側の保育所周辺では高い建物というのが見当たらないんですけれども、椎木東側に避難施設の建設は必要ないのか、お伺いします。

また、高城側においても切原川の氾濫などが考えられるのではないかと思います。庁舎以

外の避難場所とすれば城山が考えられるのかと思いますけれど、そこもまた避難用の階段は必要なのか、お尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） まず、避難場所関係でございますが、土砂災害あるいは浸水等の災害の危険性の低い施設17カ所を、施設管理者の同意のもと避難所として指定をしております。これは公共施設も含んでおりますが、ちょっと言いますと、木城町役場、木城中学校、小学校、それから高城児童館、めばえ保育園、出店コミュニケーションセンター、中椎木公民館、中原公民館、比木公民館、町公民館、新岩戸公民館、川原公民館、石河内基幹集落センター、中之又総合福祉センター、それから、ふれあいプラザ、それから仁の里、新納荘という形で、17施設を指定しております。

それから、避難所、避難路線としましても指定をしております、県道など主要幹線道路を中心に、27路線を指定しておるところでございます。

一番収容箇所が多い、一番収容人数の多いのは、木城中学校が600名、小学校の講堂が500名ということで、この2つが一番大きな収容施設としてなっております。

高台のほうの避難につきましては、現在この部分が申請区域のほうに、この2つ入っておりませんので、ここで一番大きな収容施設としては管理していきたいと考えておりますが、今後まだ必要性があるというようなことになった場合には、高台の避難所の関係についても検討をする必要はあると考えております。

小中学校関係の避難関係については、各担当課のほうで実施しておりますので、それについては担当課のほうで答えさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 小中学校の避難訓練状況でございますが、各学校とも防災実施計画を策定しまして、それに、その計画に向かって訓練を実施しております。

具体的には、小学校は、風水害と地震に備えての訓練をそれぞれ年1回ずつ実施しております。避難場所につきましては、校舎の屋上、運動場を避難所として訓練をしております。次に、中学校につきましては、地震、津波を想定した避難訓練を年1回実施しております。避難場所につきましては、校舎の屋上に避難するという形で行っております。その他の避難訓練としまして、火災訓練それから不審者対策の訓練を実施しております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 大震災が起きた場合、果たしてその避難場所にスムーズに行けるのか、また想定外の浸水が起きた場合、その避難所までたどり着けるのかがなかなか心配なところ

ろではありますけれども、一堂に会した避難訓練の計画などはないのか、お尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 今まで避難訓練関係につきましては、例えば中川原地区を中心に避難訓練を計画したりでありますとか、それと昨年度におきましては自主的に避難訓練をしてくださいということで呼びかけをしまして、実施されている地区もございます。

今現在のところ、その全体的な合同で避難訓練を行うという予定はございません。できれば、各地区あるいは各個人で避難所関係を確認していただいて、そこまでの道路がどのようになっているのか、避難路がどうなっているのかを、じかに歩いていただいて確認をしていただくということが肝要かなと思いますので、自助の部分でその辺の確認をしていただきたいと思います。以上です。

来年度は避難訓練関係につきましてといいますか、その防災の訓練関係について計画をしていく考えでありますので、その中で、もし検討できれば検討していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 続きまして、山間部においては災害時には孤立が十分考えられます。孤立した家の安否確認はどのように考えておられるのか、電話や携帯電話の不通は十分考えられます。行政無線や防災無線の活用を考えるべきではないでしょうかと思うんですけれども、その場合の年1回以上の通話訓練なども必要なんではないかと思っております。

また、体調不良者や、災害時に必要あると思う備品などの運搬に、ヘリの活用は必要だと思うんですけれど、その離着陸の場所は日ごろから確認が必要ではないかというふうに考えておりますが、その辺のご意見をお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 緊急時の安否確認関係でございますが、それにつきましては、地元の消防団、あるいは自主防災組織がある場合には自主防災組織、それから地区公民館長等を通して安否確認をするということになろうかと思っております。避難所の17施設につきましては20回線の災害時の特設公衆電話を設置することとしておりまして、その回線を利用した安否確認も考えていきたいと考えております。それから、個人的にはNTTが開設しております171などの利用を促進していきたいと考えております。

それから、ヘリポートにつきましては、現在、山塚運動公園、中八重緑地公園、それから中原運動公園の3カ所が町内で設置しておりますが、孤立が心配される中之又地区につきましては、旧中之又小学校の運動場に開設が可能かどうか、23年度と24年度に検討をしておりますが、その結果、運動場の遊具、ポール、フェンス、遊木等を伐採してもなおその着陸可能な距離が確

保できないため、ヘリポートの設置基準を満たさないということで、設置が見送られております。そのため、災害時等におきまして医療行為が必要な緊急事態が発生した場合におきましては、防災ヘリによりましてホバリング状態でその方の救助を行い、東児湯消防組合でドクターヘリにバトタッチをすると、そのようなことを予定されております。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 山間地においては、実際そのヘリポートの場所とかそういうところに行くまでというのが、なかなか困難な人が非常に多いわけですので、そのいわゆる釣り上げるといふ形ですかね、そういうことで対応していただければというふうに考えております。

続きまして、災害時における消防団員の任務は重要であります。近年、その消防団員の確保が困難だと聞いております。特に山間部、川原、石河内、中之又、中之又はOBの方もまた再度消防団員として活躍されておられる方もいるようでありますけれども、今後、町はどのように確保について対応していかれるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今おっしゃったように、町民の安心安全を担保しているのは、消防団、消防団員であります。そういった意味では、消防団員の確保というのは大変重要だと認識をしております。特に山間部については、おっしゃったように苦慮をしているというのが状況であります。今現在、役場職員については、できるだけ各部のほうに出身地に帰すようにということで進めております。

また、今後は、やはり人口の半分は女性でありますので、やはり男ばかりの消防団じゃなくて、やっぱり女性消防団も、今現在1名であります。もしいろんな条件とか合意ができれば、役場職員の女性でありますとか、あるいは婦人会等をお願いして、それぞれの女性視点といいましょうか、女性ならではの視点での消防団活動ができないものか、そこ辺も今後検討せないかんのかなと思っております。

それから、そういった中でも、充足率を調べてみますと、定数160に対して今156名ということで、充足率は97.5%という数字であります。具体的な確保状況等につきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 現在、消防団員につきましては156名で充足率が97.5%ということで、町長がおっしゃったとおりなんです。団員勧誘につきましては各部のほうで各管轄地区を回って勧誘をしていただいて、そして必要な場合には、幹部それから役場の職員も一緒になって勧誘をしているところでございます。

あと、孤立が心配される地域につきましては、やはり補完をしていただくという意味におきま

しても、自主防災組織をぜひ設立していただいて、そういうマンパワーが不足する部分を補っていただければと考えておりまして、この自主防災組織の設立に対して、今各地区関係につきまして働きかけを行っているところでございます。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 今、答弁がありましたように、自主防災組織の推進を図られているということでありまして、今、川原地区1カ所だけだと聞いております。確かにその必要性を考えるんですけど、なぜ浸透していかないのかというのは、どのようにお考えなんですか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） やはり東日本大震災から5年を経過しまして、危機意識の部分がちょっと薄らいできておられるのかなという気がします。そこで今、先ほど申しましたように、小丸川の氾濫が心配されて、その対象地域になっているところにつきまして、自主防災組織の設立について働きかけをしているところです。何地区かにつきましては、4月になりまして、ちょっと説明に来てほしいということがあっておりますので、総務課のほうで出向きまして、訴えをしていきたいと考えているところでございます。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） ぜひ啓蒙を図っていただきたいというふうに考えております。

本町におきます定住促進は、それぞれの成果を上げられておりまして、その取り組みには敬意を表するところでありますが、しかし地方創生によりまして、他の町村においても、住宅資金の援助や医療無料化などは特徴が薄れつつあります。この際、沿岸部より少し内陸部の本町の特徴を生かしまして、安心安全なまち木城ということをひとつPRして、全面的に出して、定住促進の力になっていくような提案をしたいというふうに考えておりますが、町長のご意見をお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、神田議員がおっしゃったように、生活していく上では、やはり基本は、まずは安心安全だと思いますので、そこらあたりは一つの売りということで、しっかりといきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 続きまして、百済伝説、まちづくり市町協定、連携協定についてお伺いいたします。

百済伝説をともに1市3町による伝承文化の交流がなされるようではありますが、今後どのような計画があるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 百済伝説関係におきましては、私、はたと、途中で気がついたんですけども、いわゆる百済師走祭りですね、前は神門御神幸祭と言っていましたが、全て、長男、比木神社にいらっしゃる福智王さんが、町内においては「お里まわり」、それから母親に会いに行くのが「大年下り」、それからお父さん、そして途中次男も会っていくのがいわゆる神門御神幸祭、今の百済祭りであります。すべからく比木神社に祭られていらっしゃいます長男福智王がしかけている祭り事であります。伝統芸能であります。それを考えますと、今生きている私たちが、やっぱり何かせないかんとやないかなと思いが一つありました。

それから、去年は、ご承知のように日韓国交正常化50周年、そして地方創生の元年の年でありましたので、そういった意味では、この機会に自治体間連携そして地域交流事業の観点から、百済王族伝説を生かしたまちづくり活性化の何か取り組みができないかということで、今回1市3町合意をいただきまして、今おっしゃったような連携協定を結ぶことができました。で、結んだわけではありますが、大事なのは、やはりおっしゃるように、今後何をしていくか、どういう交流をしていくかが大事でありますので、これにつきましては、さっそくこの交流をしていくための連携推進会議というのを1市3町それぞれ担当者決めて取り組みを始めました。で、私たち1市3町の首長それから町は、しっかりとそこの中で検討された、あるいは提案をされたものについて、一つ一つ着実に精力的に実施をしていくと、あるいは連携をするものは連携をしてやっっていくということになっておりますので、そういうことで取り組んでいきたいと思えます。

それから、このことにつきましては、やはり議会議員の皆さんも何名か、せんだって提起をされたときにお越しをいただいておりますが、議会議員におかれましては、自治体の枠を超えてやはり一緒に取り組んでいただきまして、交流の一翼を担っていただければありがたいなと思っております。

具体的な交流の今後につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 百済王伝説の協定に関しましては、先ほど町長のほうからもお話がありましたが、1月に各市町の首長をお集まりの中、協定書を締結したところでございますが、その後、2月の中旬に、それぞれ4市町の担当課の職員が集いまして、連携推進会議を発足しました。で、今後はその会議の中で各市町もちよりにまして、伝統を生かした地域活性化事業、伝統文化、文化財等の継承、保存、教育事業、伝説等を生かしたPR事業など、それぞれ4つの市町が案を出しながら、一つ一つ実現可能な事業について、28年度以降進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 実は私も先月の師走祭りに参加させていただいた者ですけれども、空を焦がす迎え火の雄大さに感嘆いたしたところでございます。これをひとつ木城の子供たちにもぜひ見せてあげたいなと思ったわけなんですけれども、日程が金土日というような関係で、授業にちょっとひっかかるというようなことで、できればその辺、授業が終わってからか、授業の内容に繰り込むとか、いろんな考えで今後対応していくような、前向きな何か考えをしていただきたいというふうに考えております。

いずれにしても、この文化交流の石井十次の資料館が今度できますし、また日向新しき村、えほんの郷、そして百済の里、それから東郷町にある若山牧水記念館を結ぶルート、この確立のためにも、ひとつ東郷西都線の早期改良というのが必要になるというふうに考えております。大型の観光バスが運行されるような観光ルートが確立されるように、ひとつ早期着工に向けての努力をお願いしたいというふうに考えております。

それと、伝統文化とはちょっと異なるんですけれども、日向市は川が違うんですけれども、美郷町から木城町、高鍋に移る母なる川、小丸川があるわけなんですけれども、これが1本の川で結ばれているということで、できれば木城町か美郷町のどこか一部に広葉樹を植林しまして、ミネラル豊富な小丸川を育て、その流れが高鍋に流れて、高鍋の牡蠣の生産に働きかけることができればいいかなというふうに考えております。これは提案でありますけれども、ひとつ百済の森構想を私の提案として、ひとつ話の中に提案の中に入れていただければというふうに考えていますが、以上、お願いしたいというふうに考えます。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） この会議は、先ほども申しましたが4つの市町での連携ということで考えておりますが、ただいま神田議員からいただいたご意見なりを、そういうのも考慮しながら、この会議の中で協議検討を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（2番 神田 直人君） 以上で、質問を終わります。

○議長（後藤 和実） はい。2番、神田直人君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、3番、4番の質問事項については、一問一答式により、5番、黒木泰三君の登壇質問を許します。黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 黒木でございます。通告順に沿って、私のほうから質問をさせていただきます。本日の質問につきましては、本町といたしましても常日ごろ考えておられること

であろうというふうに思っておりますけれども、あえて質問をさせていただきます。

先ほどから、神田議員のほうから、災害のことについては質問がっておりますので、私は川原自然公園のことだけについて質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、川原自然公園の課題についてということで質問をさせていただきますが、立地条件をうまく生かされた自然公園として親しまれている川原自然公園であります。県内から、夏場のキャンプ場を中心に、利用者があるかと思っております。多くは学校関係の団体行動や、野外研修それから教育研修を兼ねた利用者が多いのではないかというふうに思っております。

先日、宮崎から来られた方が、どんな大水が出ても流れない自然プールを見られて、感心しておられました。今後はさらにいろいろなイベント会場として、また町民に親しまれる公園としていくべきであるというふうに思っております。また、それが交流人口の拡大にもつながるのではないかというふうに思っております。そこで町長の考えはどうか、お伺いをしたいというふうに思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今回の黒木議員と同じような思いであります。川原自然公園、ご承知のように県立尾鈴自然公園の中に位置しております。開園当初は、教育キャンプ場ということで、町内外から小中学生、高校生のキャンプが大変多くてにぎわったところでありますが、その後、年々、施設整備を行いまして、現在では、コテージ、それから多目的利用のグラウンド、それからさっきおっしゃいましたように河川プール、それから人工のプール、そしてカヌー、ボルダリング施設も兼ね備えておりまして、通年を通じて多目的に利用できる公園となってきたということで、特に町外からの利用者が多く、そういった意味では、黒木議員がおっしゃいましたように、交流人口の拡大に大きく寄与しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） それでは、本町が、発電所やらダムと、それから小丸川を中心とした豊富な水で栄えたまちであるというふうに考えております。いつも言われておりますけれども、温泉館「湯らら」から川原自然公園、そして石河内地区の揚水発電所を初めとする各施設、それから名所ですね、多くの人に親しまれていることは間違いありません。その中心にあります川原自然公園は、もっともっとアイデアを出して、年間を通して魅力ある公園にしていくべきであるというふうに思っております。

それで、今、町長も、通年を通して利用されているということは言われましたけれども、最近の利用状況はどうかということ、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 近年の川原自然公園の利用状況でございますが、平成25年度につきましては、町内の方の利用者が1万3,792名、町外の利用者が3万2,740名、合わせまして4万6,532名の方が、平成25年度には来園されております。平成26年度につきましては、町内の方が1万2,015名、町外の方が2万3,217名、合わせまして3万5,232名の方が来園しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） ありがとうございます。

横ばいというか、どちらかといえば減っているような感じにもなっておるわけでございますが、ご努力をしていかななくてはならんというふうに思っているところです。

昨年の8月ごろだったかと思いますが、高鍋に住んでおるわけでございますが、同級生が、夕方5時ごろに電話が入りまして、娘が佐土原高校に行っておると、で、今、川原自然公園にキャンプに行っておると、で、クラスで行ったんだろうと思いますけれども、雨が降って全員で研修したいと思うんだができないということで、何とかならないかということで電話があったわけですけれども、娘さんたちが交渉をされたけれども、その後、一応夕方6時ごろまではおりますけれども、その後は無理だと言われて、管理棟を利用させてくださいということで交渉されたんだろうというふうに思っておりますが、それで、大変だねというようなことで、公園のほうに電話したわけでありまして、幸い、新見さんのほうが応答がありまして、この件については聞いておりますと、今夜は私が8時過ぎまでおりますので大丈夫ですと、使ってくださいというような返答でした。そして、私はその通知をすぐにしたわけでございますが、後で、有意義なキャンプができて大変喜んで帰ってきたという電話がありました。

後で、公園側にいろいろと聞いてみると、雨が降って行事ができないのでキャンセルになるというケースは結構あるんだというふうに聞いております。ほとんどがバーベキューとかちょっとした簡単な行事だろうと思うわけでございますが、屋根だけでもつくって、雨をしのげる程度の建物をつくるべきではないかということで思っておるわけでございます。その対策について、お伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 先ほどの質問の中で、25年度が4万6,000と、26年度が3万5,000というふうに私申し上げましたが、減っております。で、昨年減ったというのは、やはり昨年は、雨が長雨、台風、そういう天候的なものでキャンセルがあって昨年度は少なかったわけですが、今の質問のご指摘のとおり、近年学校関係などの大きな教育キャン

プっていうものは少ないんですが、雨天の場合はほとんどキャンセルされているという状況です。

それと、宮崎市内の2つの学校の部活動の合宿を兼ねて毎年来られておりますが、この活動につきましては雨天においても屋外で行うスポーツですので、活動自体には支障はないというふうに考えておりますが、夕食、昼食等みんながそろって食事をするスペースというのがなかなか確保できないという状況も生じておりますので、今後は、そういった大人数で来られた方が、雨天時でも全員で食事ができるようなテントとかそういうものを設置等も検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） この点については、よろしく願いしておきたいと思います。自然公園ですから、自然任せのキャンプもいいことでありますけれども、毎年参加したいと言われるような施設にすることも大切なことではないかというふうに考えておりますので、一考をお願いしたいというふうに思っているところです。

次に、いろんな話をしている中に、公園の方からちょっと聞いたわけでございますけれども、かなりの流木もあるわけでございますが、古木による枝の落下等を心配しているということでありました。検討されているのではないかとこのように思っておりますが、ちょっとお伺いしておきます。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 川原自然公園も大変広い敷地の中で、いろんな大きな木も大変茂っております。古木による枝の落下等については、施設管理者についても十分注意を払っていただいております。定期的に見回り、点検をしていただいております。

公園管理者で伐採できるような木につきましては、随時伐採していただいております。かなり大きな木については、管理者による伐採というのが困難な場合は、予算計上させていただきまして、専門の業者をお願いして伐採していただいております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） この点についても努力はされておりますけれども、また、よろしくお願いしたいというふうに思っております。

次に、川原の下村地区は、昔から幾度となく河川近くの田畑を中心に水害も遭っております。自宅まで来たことは、過去のことをちょっと調べてみないとわからないわけでございますけれども、常に心配をされる場所でもあります。そして、その下に、下流の低いところに自然公園はあるわけでございますが、常時水害に遭っている場所でありました。そこに開発された自然公園

は、水害による災害を常に考えておく必要があるというふうに思っておるわけです。最近では平成17年の9月の災害だったと思いますが、このときの復旧工事はどうだったのか。運動場やキャンプ場を中心に洗い流されて石瓦となってしまったわけですが。復旧工事ですけれども、公園内は町の予算、それから河川に通じた岸壁等については国土交通省ということによろしいですか。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 環境整備課長。川原自然公園ということですが、災害、川の管理関係も関係しますので私のほうでお答えしますが、黒木議員がおっしゃったように公園内は町の復旧、それから川の内部については担当所管が県になりますので県のほうで復旧される、整備されるということです。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） このときの災害復旧も相当な予算が使われておるといふふうに思っておりますが、この点についてお伺いするわけでございます。それで川原自然公園の場合、川の真ん中にシンボルとなっております島があるわけです。大水のときは島に沿って水が流れ込む、流れが悪くなるわけです。そして水害が発生することもあるわけですが、一番の問題は上流の低い場所があるわけです。で、ここはカヌー場があります。あのちょうど上になるわけでございますが、そこから流れ込む水が大被害をもたらすということに思っておるわけです。その危険性は多分にあるわけでございます。それで平成17年の水害のときに一応川底も下げられて、災害の発生するメカニズムや調査もされたと思っておりますけれども、国、県の要望等はその後どうなっているのかをお伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 環境整備課長。ただいまお話ありました平成17年、それから平成16年も台風が来まして被災しております。復旧に当たって川原自然公園関係で言いますと、被害はグラウンド表面の土の流出、それから土砂の堆積、テニスコート浸水による人工芝等の被害、コテージ付近カヌー艇庫の浸水など、それから電気設備、浄化槽施設の浸水による被害、それと池、遊水池がありますが、その浸水による東屋等の被害がございました。復旧に当たりましては、原形復旧ということではなくて、浸水等の災害も想定して、地形の起伏による浸水時の流速の影響を極力抑えるというようなことで、公園内の起伏をあまりつけないようにグラウンドのかさ上げ、それから井戸の浸水防止対策、テニスコート敷地の盛土及びプールへの転用、そういった災害に強い配慮を施した施設の整備を実施しております。河床整理のほうも、河川プールのほうの河床整理は町のほうで行っております。それから県のほうが、ただいま黒木議員がおっしゃったような上流部については河床整理を行ったというふうに記録されております。

具体的に公園上流部の提体等について、被災後に県のほうで提体等の現地調査を実施されたようです。ただ、具体的に堤防のかさ上げ等の実施に向けた詳細な調査は実施されておらないようで、今要望しておるとこなんですけども、県内他市町村類似箇所がありまして、限られた予算の中ではなかなか実施ができていないというようなことで、町としましては県に引き続き要望をしていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 大雨によって大災害にならないように、平成17年の教訓を生かして早く対策をお願いしたいというふうに思っております。

次に、鳥獣害対策について質問させていただきますが、あえて鹿、イノシシということで上げておりますけども、今までにこの件につきましては一般質問の中でも取り上げられております。また、先日の本会議の中でも議論をされているところであります。本町は、駄留地区のモデル事業や岩戸地区の地域ぐるみで取り組まれておりますが、また、電柵等の補助事業もいち早く実施に移して、その実績も大部分の人がこの事業を利用して効果も上がっていることは間違いありません。それで、本日はもう少し踏み込んで質問をさせていただきますが、現在の補助事業について大変感謝を申し上げておるわけでございます。今の補助事業の要件や対象交付率とかどうなっているのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 鳥獣害対策については、農業者でありますとか生産者が生産の意欲が減退しないように、後退しないようにということで総合的に取り組みをしているところでありますので、詳細につきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） 産業振興課長。現在の補助事業関係につきまして、ご説明を申し上げます。

町のほうで行っております単独補助事業でございますが、木城町野生鳥獣被害防止対策事業ということで、イノシシ、鹿、猿、それから鳥類等を対象にした事業でございます。補助率につきましては3分の2でございます。実績でございますが、平成24年度で35件の1万7,500メートル、それからネット関係で10件の1,450メートルが実績でございます。先ほどの1万7,500メートルは電柵でございます。それから25年度でございますが、電柵関係で34件の1万7,000メートル、ネット関係で10件の1,450メートル、それから26年度で26件の1万3,000メートル、ネット関係はございませんでした。それから27年度2月末現在でございますが、電柵で71件の3万5,500メートルとなっております。

ネット関係で7件の500メートルとなっております。それから、国、県等の補助事業で集落網は団体等で実施されています事業でございます。

先ほども黒木議員のほうから話がありましたが、駄留地区で平成24年度と25年度にかけて猿用ネットと電柵等の事業を取り組んでおられます。24年度が4,250メートル、25年度が4,200メートルとなっております。団体関係では山塚のほうで農業生産法人の方が実施されておりますが、平成26年度の事業としてワイヤーメッシュ電柵等で約4,000メートルを整備されております。

それから、町の単独事業でございますが、自分の農地を自分で守れるなどの自衛を希望される方に対しまして、狩猟免許の取得に伴います助成を3分の2行っております。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 今、前向きに取り組んでいただきまして、こういう効果も上がっておるというふうには思っております。電柵等に対する3分の2助成もすばらしいことであります。感謝をしておりますが、山間部は特にですが、電柵だけではもう防ぎきれません。電牧と金網ですけれども、金網はワイヤーメッシュということになりますけれども、この二重による防護柵が有効だろうと思っておるわけです。ワイヤーメッシュもいろいろあるわけですが、最近市販されているものは2メートル×1メートルのもので四方が切断をされております。それで動物も簡単には侵入することはできないということで、そしてその上下に電牧を張ればほぼ完璧だろうというふうに考えておるわけです。この方法だと猿もある程度効果があるんじゃないかというふうにこないだ話したところでございます。費用は特殊加工すればちょっと高くなりますけれども、非常に安価でできると、安値でできるというようなことであります。それで、このワイヤーメッシュも補助対象にさせていただくようご検討をお願いしたいというふうに思っているわけです。それで、市販されているのよりも高さとか種類とかいろいろありますけれども、町内業者もいろいろおられますということで、こちら辺とも相談して今後こういうものを、どこでもここでもということではありません。山際を中心に取っつけていく必要があるというふうに思っているわけですが、ご検討をお願いしたいということで町長のほうにお伺いをするわけです。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。一般論として今おっしゃったように、イノシシ、鹿、猿等電気柵が有効だと言われておりますが、最近、特にイノシシ関係においては耐用年数の面、それからイノシシは70キロぐらいまでの石を鼻先でこう持ち上げるといって、そういった強いということで、そういった意味では強度を考えますと、やはり今黒木議員がおっしゃったように金網が大変有効

だとお聞きをしております。ですからそういった意味では電気柵も、それから金網もいわゆる鳥獣害予防対策をするためには選択肢の1つになるのかなと思ってますが。ただ、値段といいましょうか、設置費用がやはり電柵に比べると高いというのが1つのネックであります。今、国と県の補助事業は集落ぐるみでとか地域ぐるみでする場合には補助対象となるということではありますが、そういった意味では対策で有効であれば担当課長のほうに金網も個人で設置される場合も何らかの助成措置は考えていくべきかなということで検討させてみたいと思います。ただ、特許の関係とか技術的な面もあろうかと思しますので、町内業者でできるものは町内業者でさせたいと思いがありますが、そこらあたりも含めて担当課のほうに今後検討を、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） 黒木君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 今、町長のほうから金額のことも言われたわけでございますが、私は実際今もうやっております。それで取り付けをしていくわけですけども。これは先ほど言いましたように、道具づけとかいろいろしてくるとちょっと高くつくけれども、溶接したのをそのまま金網につけていった場合は、今の電柵よりかは安く上がります。それでも結構大きいですから15年ぐらい持つんじゃないかなというふうに考えております。そういうことで、意外と安く上がるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから農家ですけども、人間が管理をしっかりしなければどんな対策をしてもだめだろうというふうに思っております。先日、本会議の中でも議論されましたように、捕獲班やら駆除狩り、いろんな方のアドバイザーとか、これも駆除していくことも大事なことであります。また、最近夜の駆除狩りも県のほうに要望が上がって検討されていると聞いております。で、これが施行された場合、捕獲は今の数倍になるだろうと思っております。それから、またそうしているうちに怖がって山から出てこないだろうというメリットもあると思います。現実はなかなか難しいと思いますが、この件についても特に町長のほうに県のほうの要望をお願ひしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 5番、黒木泰三君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） ここで10分間休憩いたします。

午前10時00分休憩

午前10時08分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、6番の質問事項については、一問一答式により、3番、中武良雄君の登壇、質問を許します。中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） おはようございます。私事でございますが、このたびの本会議におきまして、健康管理の不徹底によりまして欠席させていただきましたことにつきまして、この場を借りまして一言だけおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

先ほどにつきまして、一般質問のほうを行いたいと思います。私は2つほど大きな質問をさせていただきますが、まず1点目、県道東郷西都線の整備状況の進捗状況についてお聞きいたしますが、先ほど同僚議員のほうからも東郷西都線についての重要性というのは一部お話がありましたけども、私たち過去、中之又出身ではありますけども、中之又の住民にとりましてこの東郷西都線の拡張工事の完成というのは非常にもう以前から望んでおたわけでございます。尾鈴山を中心に近隣市町村の観光道路、また災害時の緊急道路として本当に大事な道路であるのは確かでございます。石河内の鹿遊のところまで中之又線につきましても改良が終わっておりますけども、日向線のほうにつきましてはもうほとんど中之又のほうまで改良の工事は今のところ終わっております。残すところがあと25年度より始まっております松尾工区の1,840メートル、この工事が今始まったばかりですけども、この松尾ダムの上の工事というのはダムがある関係上なかなか工事のほうが進んでないというのが現実であります。もう3年はたっておりますけども、なかなか私どもが見てまいりまして進み具合がちょっと遅いなという気はしております。既に3年も経過しておりますけども、町長もよくご存じだと思いますけども、町長のほうから見た上でこの3年間たった東郷西都線、これにつきましてどういうふうに感想を持ってられるか、一言お聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。中武議員が一番詳しい路線だなと思ってお聞きをしておりますが、特に私も思っていますが、特に木城区間のこの東郷西都線というのは中型バス、幅員が狭くて中型バスが通れないというような路線でありますので、一刻も早くそういった意味では拡幅工事なり、のり面処理工事等を進めていただいて道路改良工事を進めていただきたいという思いは一緒であります。そういった中で、県のほうも宮崎県の財政事情というのがあることでしょうし、それに配慮をされながら年々道路改良工事を進められていると思っております。ご案内のように、25年度から松尾工区については着手をされていますが、今現場を見ましてそういった状況の中にありながらも一通りは順調に工事が進捗をしているというような思いを持っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） 確かに工事のほうは進んでおりまして、今現在上のほうの工事を削って道路拡張始まっておりますけれども、やっぱりなかなか道路が狭いために掘り起こした石を運ぶのに遠くまで運ばなくてはいけないということで、それに結構手間がいつてるみたいで、今年度の工事もぎりぎり何とか終わるかなというような状況になってるみたいです。来年度からまた新規の工事が受注があって始まると思いますけれども、県道東郷西都線の促進期成同盟会というのが日向市、美郷町、西都市、木城町の2市2町で結成されているわけですが、平成27年度の事業計画の中で3つの提言が決まっております。その1番目としまして路線の調査、2番目に合同提言として関係団体の国・県道合同による提言活動を行う、3つ目に個別提言として会員が随時関係機関に提言を行うというようなことが3つの活動が決まっております。これについて町長の知ってる範囲内で構いませんが、こういった形に行われたか説明をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。今中武議員がおっしゃったように、3項目の提言活動をこの2市2町でやっていくということで決めたところでありまして、まず1点目の路線調査であります。これについては関係機関に調査を行うと。これは2年に一回、踏査を実際に歩く、あるいは車を走らせて実際に調べるというもので2年に1回であります。今の事務局会長は日向市でありまして、日向市のほうからこの時期にというのが連絡来ますので、それに基づいて実施をしているという状況であります。それから2つ目の合同提言であります。これはさっきおっしゃったように関係機関団体一緒になって国道、県道合わせて提言活動を行うということで、実際は昨年秋口に今の2市2町で後藤議長にも同行いただきまして、県知事、それから県土整備部長、それから県議会議長のほうに要望陳情活動を行いました。それから個別提言につきましては、それぞれの首長なりあるいは関係団体等でそれぞれそういった機関あるいは国のほうにも働きかけをしていくと、国会議員等にも働きかけをしていくというような活動をしているところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） 中武です。いろいろ提言活動とかやられているということですが、実際今年塊所大橋の、当初です、125メートル、それから松尾トンネルの830メートルの計画が8年後の完成の予定という話を私昔聞いたことがあるんですけども、当時の25年度の工事の交付金が2億861万円、それから26年度が3億7,000万円、今年度27年度が1,407万円と計上されておったわけですが、この27年度が大幅に予算が減額になっていたわけなんですけども、このあたりは町長はどういうふうに捉えておられますか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。年度ごとのいわゆる事業量でありますとか講習、それから現場状況、そして実際の工事の進捗状況等によって工事費の増減があるものと、年度ごとに、理解しております。で、今のところ宮崎県の事情、財政事情に配慮されながら事業進捗に応じた財源の確保を図られているものと考えているところであります。ただ、宮崎県の財政状況はご案内のように大変厳しいものがあるということで、せんだって報道がされたところでありますが、いわゆる企業局の、いわゆる売電により蓄えられていた基金を一般会計のほうに持ってくるということでもありますので、そういったものも含めながらいろんな財政事情に配慮されながら予算確保がなされていると思っているところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） どうも見ておって、ある県会議員の方もちょっと言われたんですけども、あとは予算をどれだけ県から持ってくるかだと、もうやることは決まっていると。ただし、金がなければ工事もできないということで、あとはこの私たちも含めて木城町、基本的なこれは東郷西都線っていう道路ですけども、木城が一番肝心なわけですよ。やっぱり木城町がこれで動いていかないと、はい、なんぼやるからこれでやってくださいだけで済ませておってはいこれもいつまでかかるかわからないよということになってきますので、今後はやっぱり国、県に対して1つは予算要求をしていかないと、今度県のほうも国体を持ってくるというふうな話にもう決まっております。そうなってくるとそちらのほうに予算がいつまでかかってしまっていて、もうこっちのほうのもう山手のほうはほったらかしということにもなりかねないことになると思いますので、これは議員の方にもお願いしたいとは思いますが、町と一緒に行政と一緒に要望をしていく必要があると思いますので、本当に早期完成、まだまだこの工事が終わっても途中までは狭いところあります。基本的には日向線からずっと木城まで観光バスが通れるような道路にしなければはっきり言って意味がないわけですけども、今さら中之又に住民が少なくなっているにもかかわらず路線を広くするのに何の意味があるのかなという話も聞いたことがあります。ではなくて、もう中之又じゃなくて木城町のために、もしくはこの近隣市町村のためにこの道路等は非常に今後重要な路線になってくるかと思えます。そういうことで、さらなるこれからの1年でも早くこの工事が完成できることを私も含めて一緒にやりたいと思いますので、行政のほうも今後ともよろしく願いいたしたいと思えます。この件につきましては、一応これで終わらせていただきます。

続きまして、城山の公園整備について。9月に一度一般質問で町長にも意見を申し上げたわけですけども、なかなか見えるところがないもんですから、再度質問をさせていただきたいと思えます。このときにせんだって「児湯人めぐりツアー」というのがありましたんですが、その中で

こういった高城合戦ということについて木城の教育委員会の方からいろいろ説明を聞いたわけですが、非常にこの城山公園というのは過去に大きな大戦が2回ほどありまして、この2回の大戦というのは日本全国を見ても貴重な戦いの中の1つであると。3つある中の1つがこの木城町の高城で行われていると。それだけ歴史的に非常にこの高城合戦というのはいろんな方が知ってらっしゃると。せんだっての児湯人めぐりですか、ツアーにおいても宮崎とか延岡の方も来られてましたけども、そういった方がいろいろと話されておりましたけども、非常に重要なところであると。木城町はこういったところをやっぱりもうちょっとPRというか、もっと大事にしていかななくてはいけないなという話をされてたわけですが、私も実際そう思います。で、この高城城跡を一般質問におきまして町長より史跡としての高城城跡を生かした公園整備を進めるべきであるとの回答をいただいております。半年を過ぎたわけですが、町長の今現在のどういった構想をお持ちか、その一端でも聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 済みません、城山公園整備の前にもう1つ、先ほどの東郷西都線については付け加えさせて答弁をさせていただきたいと思いますが、今、国がお金がないときにゼロ国債という1つの手法があるわけですが、これは国がするゼロ国債の事業手法であります、県のほうも今県議会が開催中でありまして、ゼロ県債という形で債務負担行為で事業をやっているというお考えのようでありまして、東郷西都線、さっきおっしゃったように塊所大橋の関係、それから松尾トンネルの部分についてもそういったゼロ県債、債務負担行為という形で今提案をされているようにお聞きをしておりますので、県議会中でありまして、終わり次第そういった情報があるものと思いますので、わかり次第またお知らせをしたいと思います。

それから、今現在の城山公園の整備についてのお尋ねであります、おっしゃったように私も城山公園は木城町の大きな1つのシンボルの公園だと思っておりますので、史跡としての高城城跡を生かした史跡公園として整備を進めていきたいという答弁をいたしました。その考えはぶれることなく今でもそういう思いを持っています。ただ、建造物をつくるとか大規模な整備については今現在考えておりませんし、またそういった場合にはしっかりと担当課とも制度設計をしないといけないなと思いますので、そういった意味ではそういった建造物でありますとか大規模な整備は考えてないということではありますが、今後検討させていただきたいと思います。それから、まず桜の木を増やしたり季節を彩る花木、そういった植栽等は行っていきたいなど、今のところはそういった思いであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） 高鍋の舞鶴公園でもちょっと問題に上がっておったわけですが

も、確かに今どこの公園も樹木が成長して景観が悪くなっているというのがあるんですけども、確かに低木の管理は従来やっておりますので問題ないわけですけども、本当に高木、高い木が太ってしまって、特に城山は木城と高鍋の街並みが椎木方面しかほとんど見られないと。で、高木の枝切りが当然必要じゃないかなというふうに感じております。そういった桜の木も結構植わってるんですけど、あれでもう何年たってるかはちょっと私もわからないんですが、通常苗木でいけば40年、整備をすればもうちょっと桜の木は生きるということでもありますけども、大分老木になってきておる現状を見ましてもうちょっと整備の必要があるんじゃないかなという気がしております。そのあたりの対策をどう考えておるかお聞きしたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。いわゆるおっしゃったように公園整備はしていかなきゃいけないなど思っているところであります。特に公園利用者につきましては安心安全な環境のもとで利用していただくのがまず第一でありますし、当然景観も含めて公園を快く利用していただくというのが大事かなと思っておりますので、そういった環境を整える努力はしていかななくてはならないと思っております。それから、そういった部分で高木についてはちょっと時間をかけて検討させていただきたいと思っております。それから樹木の枝切り、桜の木の部分も出ましたが、そこらあたりはできる部分については現在担当課のほうで検討なり対策を講じていますので、その部分については担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） まちづくり推進課長。高木関係につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおりですが、桜の木の老木といいましようか、枯れかかって近年あまり花が咲かない桜でございますが、木の表面に白い菌が付着しており、それが原因で桜の生命力が落ちているという状況でございます。これにつきましては、その付着した菌を除去してある特殊なお薬といいましようか、そういったものを塗るということで、それによって老木の桜も生命力が増大するというので、3年をめどにまた花をかなり咲かせるというような実績のある利用者が日本各地の高木、桜等をよみがえらされている実績ある業者というのがございまして、その業者に今現在頼んでおるところでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） 検討してやっているということですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、せんだつても聞きましたように岩戸原に看板が小さいのが立ってるわけですけども、この看板を新しく検討し直してほしいということで、するという答えであったんですけども、こ

れについてどうなっているか、またお願いします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） まちづくり推進課長。ただいまの質問でございますが、28年度の当初予算におきまして予算計上をしております。今議会で議決をいただきましたら、28年度早々に設置したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） ありがとうございます。

続きまして、公園内に高齢者向けの健康遊具が設置されて、運動教室の開催と介護予防効果、それから遊具を使った運動の習慣化、健康回復につながったというようなことを新聞のほうに一応載ってたわけですけども。私もちょっと最初気づかなかったわけですが、木城町の中八重緑地公園ですか、こちらのほうに実際に設置がされておりました。最初のうちは子供さんの遊び道具かなというふうに私感じておったんですけども、役場職員の方があちらにもありますよということを知って行って見たところ非常に素晴らしいものが設置されておまして、これが今都会で話題になっている健康遊具なんですよ、いつつけられたのか、当初つけられたと思うんですけども、そのあたり木城町は取り組みが早かったなという気がしております。せっかく中八重緑地公園にあるわけですけども、あれが実際木城町の方が何人知ってて何人活用されているのかなという気がしてならないんですが。どうせあそこに持ってくるのであれば、この平坦地域の公園の中にも手短につくっていただいて活用していただいて、今医療費がどんどん高くなってきていると。高齢者の方ができるだけ医療費を使わなくて健康な体を長く保てる意味においてもこういった非常にいいものがあるわけですからそれを設置して、あとは設置するだけではまたなかなか活用していただけませんので、それを使う指導をしっかりとしていただいて、皆さん方がそういった健康で生き生き長生きをしていただけるような健康遊具を平坦部にも持ってきていただきたいと思っております。どうお考えでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 中武議員が言われましたように、いわゆる私たちの一般的な概念としまして子供向けの遊具というのが主流でありましたが、おっしゃいましたように最近では高齢者向けの健康遊具が設置をされている公園が増えてきておまして、そういった意味ではこれからの公園の遊具設置のあり方に一石を投じていると思っております。木城町におきましてもそういった観点であります。特にこれからは公園もある意味では差別化を図らなくちゃいけないのかなというふうに思っております。と言いますのも、平坦部の真ん中における公園についてはあくまでも子供向け、子供たちが特に使える公園、それから健康遊具を設置をすればちょ

っと差別化を図らなくちゃいけないのかなと思っているところであります。

平成26年に国交省がいわゆる普通の遊具とそれから健康遊具が混在した公園では事故が起こりやすいというような指針で安全指針を出されてますので、それに基づきますとやはり差別化を図って設置をすべきだなと思っているところでありますので、通常の例えば城山公園に設置をするという考えは私自身は今のところ持ってませんけれども、将来地域交流ふれあいセンターの計画を今年度予算、今度お願いをしておりますけれども、2カ年で計画を今立てておりますので、その中では特に中高年向けの健康遊具を設置する方向で検討をしていきたいと考えております。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） その健康遊具、確かに子供が使うと危ないちゅうかいうこともありますので、確かに安心安全が第一ですので、それは十分検討させて進めていただきたい。ただ、お年寄りの健康のためには非常に貴重なものではないかなと思いますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。で、つけた後は、それも先ほど言いましたように、それをいかに活用していくかはつけて終わりじゃなくてそういった使えるような指導員をちゃんと設けて、そういった教室を開いていながら全体的に広めていくと、そういうふうなやり方をくれぐれもやっていただくようお願いして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤 和実） 3番、中武良雄君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、7番の質問事項については、一問一答式により、6番、堀田廣幸君の登壇、質問を許します。堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 私がこの文化財の無断廃棄を知ったのは26年5月の朝日新聞、それから7月31日の宮日新聞で初めて知りました。それから1年8カ月が経過をいたしました。昨年の6月1日に全協での説明、この経過についての説明を最後に、その後一切経過報告がありません。町民の方々は私たちが思っている以上にこの問題についての関心が高いということを感じまして、本日質問をさせていただくことにいたしました。

初めに、新聞報道は26年の7月31日の宮日、これが最初であったわけですが、実はこの以前から中之又の長友家の兄弟の方々が何度か来庁されて、この文化財についての話があります。平成元年、平成19年、23年、24年、そして26年の5月に預かり証を持って来られたと、そして新聞報道ということです。この平成元年は別といたしまして、平成19年、23年、24年、当然担当者から教育長なり町長への報告があったというふうに思いますが、その時点では町としてはこれにどう対応する、そういう協議があったのかどうかお伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいまのご質問ですが、平成19年、平成23年、

24年に担当者から相談があったかどうかですが、平成23年に来られまして、それから平成24年にも今言われた中之又の関係者の方が来られまして、現物がないということで関係者のほうから説明を特に求められました。その件について、当時の担当者が当時の教育長のほうに相談しまして、平成21年に廃棄をしたわけですが、その当時の担当者呼んで聞き取り調査等を行ったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 町長等にはそのことを報告されてどう対応するかと協議はこの当時にはなかったのかどうかを聞いております。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。その当時は担当者レベル教育長まででありまして、町長のほうには相談はしてないということでした。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 今起こせばそこが一番の問題点の発生だというふうに私は思います。

次です、町長にお伺いいたします。新聞報道されたのが26年7月ですので、当時は副町長という立場でありました。このときにはこの問題については町ではどういうふうに対処してどのように解決しようというその当時のお考えはどうだったのかをお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。中央公民館が解体されたとき私は産業振興課長、そして新聞報道でいわゆる文化財、いわゆる民族資料の無断廃棄という記事が掲載をされたというのが総務課長、それから副町長というような時代といいますか、そういったときでありました。副町長のときに町長と新聞に載りましたので、町長と話したことはとにかく信じられないということを記憶しております。そしてしっかり状況なり事実確認をして問題解決に当たらんといかんですわねという話をいたしました。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） それから退任をされた後に状況が変わっております。と申しますのは、弁護士に全面委任をしたという点と第三者委員会を立ち上げられたということで、新たに町長に就任をされました。前町長からの引き継ぎについては、この問題に対してはどのような引き継ぎを受けられたのかお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 前町長から文化財については大きな問題でありましたので、しっかりと引き継ぎ事項の1つに入っております。それは書かれている部分ではっきり申し上げますと、町民から預かった文化財の処分の件については教育委員会と十分協議され対応くださいということで引き継ぎを受けておりますが、それ以外の詳細にわたる具体的な引き継ぎというものはありませんでした。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 口頭でなく文書での引き継ぎ書ということですかね。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。引き継ぎ事項については当然ながら文書での引き継ぎになってます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） それでは、次から第三者調査委員会についてをお尋ねします。初めにこの設置の目的です、第三者委員会の。最終的な目的はどこにある調査委員会なのかが1点。それからその構成メンバー、それからこれまでの委員会の開催回数、それからその経過、それから最終結論は出てないでしょうけれども、今までの委員会の中での結果はどういう内容になっておるのかお尋ねをいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいまのご質問ですが、まず設置目的につきましては、平成21年に旧中央公民館におきまして保管してました文化財の処分に至った経緯、それからこれまでの所有者等に対する本町の対応の検証と今後の検討、当問題における今後の再発防止の検討を行う目的で設置をしております。それから構成メンバーですが、第三者4名で構成をしております。1人目が、全て町外の方になりますが、大学教授1名、警察官のOBが1名、それから県の文化財保護指導員が1名、残り1人が弁護士1名ということで4名で構成しております。回数につきましては、これまで7月から2月まで7回の第三者調査委員会を、6回です、失礼しました、6回の委員会を開催しております。それから経過につきましては、今言いましたように6回の委員会を開催しまして、今月の下旬に第7回目を開催しまして報告書をまとめてもらう予定になっております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 目的はその責任がどこにあつて誰にあつたかというところまでこの調査委員会に出されるのかを聞いたんですけど。もう一度お願いします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。これまでの町の対応、職員が関係した内容、そういったことの責任についても言及をされると思います。最終的には、この問題を今後どういうふうに対策を考えたらいいかということまで報告がされるとは思われます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） そこまで出してもらえらるなら結構です。今までの書類を、ずっと経過を見ますと、弁護士からのアドバイスあるいは町の考え方、意見、第三者への依頼、その後の意向が強ければ調査依頼し、意見を聞くのもいいのではないかと、マスコミ対策にもなると。後でもマスコミ対策のために第三者委員会をつくったという言葉が2回出てくるんですよ。マスコミ対策ではなく真実を追求するための第三者委員会ですねということをもう一度お尋ねします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。第三者調査委員会の大きな目的につきましては、処分に至った経緯の真実、それから内部的に調査をしてきましたが、内部調査では限界があるということで、そういった考えのもとに第三者調査委員会を設置をして協議をしたところでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 同じく第三者委員会関係ですが、第三者委員会に資料をいろいろ提出されてると思いますが、幾らかありますけど、大事な部分だけ私のほうで確認させていただきます。まず、これは第三者委員会に出してありますか。中之又の長友家の5男、長友武彦さんからの事実申立書、それから前町長が町長の直筆のサインがあります佐賀のいわゆる鎧の件のおじさんになりますけど、それと永友清隆さん本人に送っておられるおわびの手紙というかおわびのあれですか。それから公文書、これ教育課が公文書で出しております26年11月の処分に関する聞き取り調査の報告書、公文書、それから弁護士から永友清隆さんに宛てられた手続依頼書、それまでの弁護士からの調査申立書、今の書類は第三者委員会の中に提出をされているかどうかお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいま言われました公文書と、それから文書等については、全て委員会のほうに提出をしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 第三者委員会の参考人、廃棄をされた業者とかこの廃棄にかかわった元職員あるいは解体業者の従業員、当時運んだ運転手あたりの従業員、これらの方々は、それから絵あるいは図書を持ち帰ったという町民がおられるこういう方のお話をしましたが、こういう方は一応参考人として第三者委員会には招致をされましたかどうかお尋ねします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。委員会の中では廃棄業者等は参考人としては呼んでおりませんが、当時の職員、こういった人は委員会のほうで呼びまして事情を聞いております。それから従業員についても、これについては委員会では呼んでおりません。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 当事者、例えば預かり証を持っておられる長友家の5男の武彦さん、あるいは鎧の件の永友清隆さん、その人たちの言い分を聞くというのも参考人の中でそういうのはもう全く手出しはされなかった、頭からもう当事者を参考人として聞いてみるというような考えはもう全くなかったのかどうか。普通調査委員会となればまず当事者の話を聞くというのから始まるのが私は筋だと思うんですけど、それがなかったと。なぜなかったのか、そういう話も全く出なかったのか。そこまでをお聞きいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。そういう関係者については参考人として呼んでほしいというのはありませんでした。ただ、今までの2人の関係者ですが、この方とのやり取りについては逐次文書化しておりますので、経緯を、それを見ていたということです。それが呼ばなかった理由にはなるかどうかわかりませんが、実際言われたことについては委員会のほうで説明をしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） それでは、業者を呼んでないと、廃棄の現場は調査されましたか。新聞報道には最後には800から1,000点を処分したと。800から1,000点も処分すればそのかけらぐらいの1つはあったかどうか、処分したかどうかの確認はできると思う。この解体業者が800から1,000点のものをどこに最終的に捨てられたのか確認をして、誰かその現場は見られましたか、関係者の中で。職員でも構いません、その現場に行って確認はされましたかどうか。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。委員会の中では現場を見るということもありませんでした。23年、24年度ぐらいに問題になったときに現場に行ったかどうか、そういうところは聞いておりません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） まあ、あきれてものが言えんというのは私の本心です。普通、物がなくなったら処分したらまずその処分したところに行ってみる、確認するのが常識やないですかね。しかも預かったか寄託されたか別として……まあ、物が言えません。

次です、時間がありますから今後の予定は先ほどお聞きしました。公金の支出についてお尋ねします。これまでに町費を出されておりますが、弁護士費用に幾ら、第三者委員会ほか旅費とかいろんな調査費用がいるでしょうけど、弁護士費用その他第三者費用合計幾らというふうにお答えください。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいまのご質問ですが、弁護士に委託した費用は10万8,000円でございます。それから、第三者調査委員会の報酬、費用弁償、これが6回分で37万8,000円。合計で49万1,000円を現在まで支出をしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 今49万、50万程度、これからも当然発生をしますよね、町費の支出については。これ、なかなか私も見よったら何か公務員賠償責任法とか何とかあるらしいですね。公務員が何かこうした、名前は確かかどうかわかりません、そういう法律があるんだと。私たちの考えは、今はこの公務員弁償法ちとがあって、その間の町からの立てかえだと思ってるんです、弁護士費用については。これは調査委員会調査するための費用については町が負担する、町民が望むところですからこれについては最後まで公費でいいと思うんですけど、弁護士あるいは今後起こってくる可能性がある、十分あります、そういう補償金とか賠償金とか、そういうものの支出についてはどう町長考えておられるのか。これは町民に、この問題についての瑕疵は全くないんです。もう全て職員のいわゆる職務上の怠慢ですよね、いわば。町民が負担するところは全くないと思っておりますが、最終的に損害が起こったと、町に。その損害に対して、当時の職員を初め担当者とかに町から損害賠償を起こして、町が支払った分の公費をいただくというような考えがあるのかないのかお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長。この問題については、輕輕にこういう事案だからこうよというの

がなかなかできないと、法的な問題があります。そこはわかっていたいただきたいと思うわけでありまして、先ほど言いました公務員賠償もこういった場合には適用されないとは私は理解をしています。あれができるのは多分東北大震災とかそういった大災害で書類を紛失した、あるいは保管していた公金が流されてどこ行ったかわからないとそういった場合に出るというふうにお聞きをしております。今回のいわゆる文化財関係の廃棄に関しましては、先ほどから言われているような部分、特に予算執行の適正を確保するという観点から、その公費支出が違法であるのか不当であるのか、あるいはそれがどうかという部分、それから関係職員の法的責任の有無、それから発生した公的損害に対する関係職員の法的な補填責任、そういったものについてはしっかりと宮崎県町村会のほうで法律顧問弁護士を抱えておりますので、今そういった法律顧問弁護士と相談しながら対応していくということになるかと思えます。それから、誤解がないように申し上げますと、この問題については私たち法的な部分もありますので、そういった今までのその観点も含めてしっかりと法律顧問弁護士の相談、指示、助言を仰ぎながら一緒に進めているという状況であります。なお、そういったさっき言いました部分については、あくまでも第三者調査委員会、公平公立中正の立場で今調査協議等をしていただいておりますので、その結果を出してから以降顧問弁護士と十分相談して対応するというところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 安心いたしました。

それでは、次に先ほど言いました中之又関係の5男の武彦さんですか、10月20日付で内容証明の用紙で7ページ3,600字余りでの事実申立書が送られてきております、中竹教育長宛にです。これの返答、いわゆるこの中はここが違いますよ、ここが間違っている、ここは事実と違いますよというようなことでの回答返答、これが届いて14日以内にとのことですが、それはお出しにされましたかどうかをお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 教育長。このときいただきました内容証明書につきましては、相続人の方のお1人のご意見として私は捉えておりますので、回答はいたしておりません。それから、第三者委員会での協議中でその第三者委員会のほうにはこの内容も提示しております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 出されてないということは、この中の事実を認めたということ、それとも事実は相当違うところがあるということでしょうか。例えば日にちやら詳しく書いてありますが、町長室の横の応接室で26年11月25日、白岩、中井、田口前町長、金銭面での詳し

い金銭面での補償についての応接でのやり取りあたりが詳しく書いてありますが、これも事実というふうに認めるのか。中には教育長、読まれたでしょうけれども、こういう言葉書いてありますよ。今までのやり取り、行くたびに話が違う。事実を隠されてるんじゃないかと。承諾した上司を含む教育課は昔で言えば悪代官、極悪非道な悪人で断罪いたしますと、こういうことまで書いてあるんです。これを認めたということになるんですか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 教育長。認めたというよりも本当に相続人の方の1人ということで、ほかの相続人の方とも私たちは面談していますし話し合いもしております。その方との整合性がちょっとないかなというのは考えましたけれども、1人の意見として事実である、事実ではないということよりも意見として捉えていると、尊重しているということです。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 中之又については兄弟の方がそれぞれ言い分の違うというのはわかりますが、弁護士からのアドバイスでこの3人についての代表者といいますか、協議の代表者を決めてもらって、今後は丁寧にその補償についても弁護士からは丁寧に対応しなさいと、金銭については。ただ、一人一人の言われることについても丁寧に対応しなさいという弁護士からのアドバイスがありますが、それはこの兄弟の中での代表者というものの通知なりを相手方には依頼をされているのかどうか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） そのお会いした方々、それから電話でやり取りをした方々についてはその旨の代表者ということを決めていただきたいということでお願いはしてありますが、なかなかまとまらないということでお返事はいただいております。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 次から時間の関係で、鎧の永友清隆さんの関係になります。まず昨年の、これ町長、前町長ですね、すいません、前町長が先ほど言いましたようにおわびの、全面的にこちらのほうにミスがありましたということで手紙をやられて、その後に面会に直接佐賀の唐津市のほうに行っておられますよね、職員同行して。それでこういうことを調査してくださいということで調査の内容、それからその回答が出してあります。このときの唐津に行かれての話し合いの内容、結果、実は11月に所管事務調査で唐津に行ったときにたまたま挨拶された議長さんがその木城町と唐津のおじさんの間に立たれた議員さんだったんです。今議長さんになられておりました。田中秀和議長です。で、その方が木城町とは縁があるんですよということを話されて、結果から言えば円満解決の方向でスムーズに和気あいあいの中で終わりましたと。もうとっくに解決したんでしょうねと言われたんですよ、この方は。実際はどうだったのか。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。まず、唐津での話し合いの内容と結果についてであります。現在、第三者調査委員会で検証中でありまして詳しい内容は言えませんが、内容としましては町が文化財を廃棄した件についてその場で協議をされております。それから、廃棄処分の経過を調査してほしいということその場で言われまして、その後、町の方で内部的な調査を行いまして、報告書を作成しまして、平成26年の11月に鎧の関係者2人の方に報告をいたしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） まあ、参考までに、これ先ほど言いました教育課の公文で、その後送られた報告書なんです。補償については現物及び写真が残っておらず、当方では判断しかねます。議会の議決等が必要となりますので直接協議の上進めていきたいところであります。貴殿のご意見、ご指導をいただきたいと。本町においてはこのような事態を招き云々と書いてありますが、直接会って協議をして補償についてはやりましょうということでの公文での返事が出してあるんです。それぐらい解決したんだと、佐賀の協議の中で、そういうふうには私は解釈したんですが、言われるように。

次は7番目の公文での聞き取り調査と9番の一方的な弁護士からの受任通知関連しますんで一括して行います。初めに弁護士を立てるようになった理由、議会の全協の中で来られて弁護士を立てるようになりますという説明をされました。なぜ弁護士を立てるようになったのか、そのときされた説明をもう一度ここで確認のためにお伺いいたします。なぜ弁護士を立てるようになったのか。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいまのご質問ですが、なぜ弁護士を立てるようになったかということですが、この件につきまして寄贈か寄託とか証明するものがありませんでした。また、受け取った職員もあった場合、明らかでもありませんでした。それから受け取った経緯が不明ということで町としても今後誠意を示していくということで考えていましたので、誠意を示して対応していると考えていましたが、納得してもらえませんでした。進捗しない状況の中で法的な算定による金額を出してもらい補償を想定した場合、金銭的根拠を議会にも説明できるようにということで、この件について弁護士をお願いをいたしました。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 確かにそのときに議会も弁護士を立てることを全協の中で承認し

たんですよ。ただ、それはこれにも報告ありますように永友氏側から弁護士に相談中であるということと、補償の場合は金銭補償の金額を前町長に言ったことなどから法的な算定による額を出してもらいたい、それで弁護士を立てましたのでよろしくお願いしますと。それなら法外な要求をされたのでは当然だろうと思いました。ところが6月の全協の報告書の中では、この時点でだからもう1年ぐらいたった後で相手側は弁護士も対応は考えていない、それから金銭補償は求めていないと。町側の姿勢に誠意が感じられない、このことを主張してるんだということを説明されました。6月の全協のときには大部分の議員がそういうことであれば弁護士は外すべきだと、これはそのときの宮日の新聞記事もなっております。一部の対応を弁護士に委任していることに批判が全員協議会の中で出ましたよということで、それぐらい私たちはそこで弁護士は外すべきだと27年6月1日の全協では強く申したんですけれども、相手が法外な価格、補償も言ってない、弁護士も立ててないということでしたけれども、聞く耳持たんで今日まで至ったということです。

時間がないので、その次は聞き取り調査の内容についてお伺いいたします。処分について町民からの問い合わせは一切ないということになっておりますが、私のところに前言ったようにあったのが、ロビーに飾ってあった杉先生の水墨画、城山と小丸川を描いた1メートル50ぐらいの絵、これが欲しいから教育課に言ったら寄贈された方の承諾を得て持って帰ってくださいということで、今もこの方は家に飾られております。きれいな水墨画、公民館に飾ってあったでしょ。あるいはミニ図書室みたいなのがあったと、ロビーに。非常に貴重な珍しい本が木城町に関する歴史の本とかがたくさんあって欲しいなと思っちゃったけれども、それについては重要であると言われた。行くとたび行くとたびにその本がなくなって、しまいにはそのミニ図書室みたいな図書棚には本が全然なかったと。いわゆる町民からの問い合わせがなかったんじゃないかと、たくさんあって持ち帰った人がほかにもおるんじゃないかということ懸念しているわけです。そういうことはなかったと報告書の中には書いてあるけれども実際はたくさんあったのではないかということを確認したい。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。文化財については別ですが、今言われました水墨画、それから図書室にある分、それから町の備品でありましたものにつきましては月報、それからコスモス通信のほうで町民の方に払い下げのお知らせをいたしまして、正式な手続をして町民の方に払い下げをしております。

以上でございます。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 今までいろんな討論したけど初めてそれは言われましたよね、公

表したというのを。それまで言われてこなかったからこちらは不信感を抱いてそういう方がいっぱいおるんじゃないかと、早く言ってもらえばもう済んじゃった、まあいいですよ。

次は持ち帰った職員、23点持ち帰ったというより預かっていただいたと。新聞報道によりまずと預かってもらったというのが正しいと。そのことについてはこれ正規の手続問題ないというふうな教育課の返答ですが、手続を踏んでおると。持ち帰りについてどういう手続、例えば起案文書とかあるいは上司の決裁、そういったものを経て預かっていただいたという何かこう確約した書類があるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。預かったという書類は残っておりません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） どういうことでその問題ないと、持ち帰って預かっていた分については問題ないという判断はどこでされたのか。ちゃんと手順を踏んでいる、その手順を踏んでいるというので問題はなかったと、踏んでおる手順はどういう手順を踏まれたのかということを知りたいんです。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。これにつきましては、持ち帰った職員の聞き取り調査でわかったわけですが、当時、現場立ち合いの際に文化財の資料等を処分するこの職員が聞きまして、主管課である教育課の職員に了承を得まして預かったというふうに聞いております。責任問題につきましては、町としてはそういう見解を出したこともありますが、現在第三者調査委員会のほうで検証されますので、この責任についても報告書の中で反映されると思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 何かそういうふうに僕たちは元同僚、職員同士かばっておられるというのが何か隠しておられるのか常に頭にあるんですよ、説明を聞くたびに。だって、これ8月14日に前町長が、8月14日に元職員を聞き取り調査した8月14日の文書ですがその前に一遍聞き取りをしている。それから26年の7月には新聞報道があった。僕だったら新聞報道を見たら、あ、実はこれは私が預かってましたよって持ってくるのが預かり品。それからずっとたって職員の聞き取り調査報告の中で、ある職員がこの方が持ち出されるのを見たということからわかって返却されている。これ預かり品なのか、そうですか、預かり品と言えますか。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいまのご質問ですが、町としてはそういった判断で

預かり品というかそういった考え方をいたしました。これについても批判があるところでございますので、第三者調査委員会のほうでこれについても責任について報告は受けると思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 23点ですか、32点ですか、23点だな、当時の最初の報道では文化財の無断廃棄は100点って載ってるんです、100点。それが最後には800点から1,000点に増えてるんです。それだけ内部での把握が全然してなかったずさんな証拠だということでしょうけども。100点だとしたら1人が20から30持ち帰ったと言えば2、3人の関係者が持ち帰っておれば跡形もなくなるわけです。そういう方がおられるんじゃないかというのを懸念しているんですけど、そのことについては第三者委員会の中でも、あるいは職員との聞き取りの中でも調査された結果でしょうから、これ以外にはなかったということの判断だと思います。この処分された文化財、さっき言った800点から1,000点、処分したであろうと思われる文化財、それから今保管されてますわね、幾らかね、その分のいわゆる一覧表とか台帳、これは相手側の報告書の中でも約束されてるんですよ、台帳をつくって今後はこういうことの起こらないようにいたしますということで。その台帳とかあるいはその一覧表あたりはもう既に作成されましたかどうかお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。ただいまのご質問ですが、今現在、現存する文化財につきましては全て写真入りと説明を入れまして全て整理をしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） それから、先ほど言いましたように持ち帰りがあったかどうかの確認、文化財についてはなかったけれどもそういう展示されてた絵とかそういうものについてはコスモス通信で知らせたということでしょうが、1回はひょっとしたらさっきの元職員のように預かってましたという人がおらんとは限らん、知らない人で。一遍これコスモス通信あるいは役場の月報等で、もしそういう方がおられましたら返却してもらえませんかという呼びかけをするおつもりはないですか、今後。1点でも回収しようという気持ちであれば。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。現在の考えとしては、第三者調査委員会の報告書を待ちまして、それで今言われたように呼びかけるかどうかはそれをもとに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 次に、交渉面談のための旅費等の予算についてです。これは27年の5月9日朝日新聞にも載っておりましたが、所有者が交渉のために来庁する際の交通費や宿泊費までを12月に予算化しているということで新聞報道されました。私も相当調べて関係書類を調べましたけど、この12月にこういうものの予算化というのはあったのかどうかをまず1点。それからこれは新聞報道ですが新聞報道が間違っていれば新聞報道に対しての異議の、新聞記者まで書いてあるからこれは間違いじゃということと言われたのかどうか。実際に12月にそういうものの予算がたてられましたか。それをお聞きいたします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 教育課長。12月に予算化したかどうかですが、実際予算化を考慮しておりましたが、現実には予算化をしておりませんでした。新聞報道につきましてはその時点で回答した人間が間違っていたと、勘違いをしていたということでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 前からこれどうですかって、今、前取材を受けた人が間違った返答をしてたということをお言われましたわね、そうでしょ。嘘を言ったんだということですか。報道インタビュー、新聞記者から報道された方が嘘だったんだということですか。

○教育課長（中井 諒二君） そういう認識がなかったということです。

○議員（6番 堀田 廣幸君） まあ、相手方の永友喜寿郎さん関係の清隆さんはこれを新聞で見て木城町が旅費を予算化されてるのであれば弁護士を東京に來らせて直接話し合いをさせてもらえませんか、あるいはそれが無理なら直接町長に会って直接談判、直接話したいということで町に問い合わせをされました。それからずっと日にちがたって27年の7月8日、中村総務課長が対応されました。以前からの問い合わせに対して東京まで弁護士が行って話し合うこともだめと、旅費は出せないと議会で決まりましたと、議会で決まってるので旅費は出せませんという返答を中村課長、永友清隆さんと交渉された記憶はありますか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 総務課長。旅費の関係の支出につきましても、そのときの弁護士さんとお話をしてこれはちょっと無理ですよということがありましたので、その旨を永友氏にお電話をさせていただいた経緯はあります。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 議会で否決されたというような話はされませんでしたか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 総務課長。議会関係の話をしたことはございません。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） やっぱり向こうが弁護士を立てて法外な要求をしてきた、これは当然弁護士を立てると前に進まんと思います。問題は一番私が思うのは直接本人と話して相手方の本音、本意といいますか、どういうことを町に求めているのか、腹を割って話し合うべきだと思うんです。弁護士を間に立てると弁護士の最後の通告書を見たんですけれども、どちらが加害者でどちらが被害者かわからんような弁護士の文句なんですよ。鎧が飾られたのがあなたのものかどうかもわかりませんと、しかも法的に、もろたもんじゃから処分して、その優しい言葉で言えばそれのどこが悪いんだと、処分してもろたもんを。それから、文句があつたら裁判所に訴えて法的でしかできませんよと、もうそれをやらなければ債務不存在、相手が裁判を立てない場合は相手に権利がないことを法的に証明しますよと。もう自分ところの過失は棚に上げて、これが、1月15日の最後の弁護士からの通告なんです。これ以降、交渉がぱったり絶えたんです。向こうもあきれて物が言えんと。これは、あまりにも一方的じゃないかという気がいたします。このことについて、なぜ、今までは好意的だったんです、弁護士指導によってずっとしてたのが、いきなりこういう強い口調での通知を出されたのには何か原因があったのかどうか、理由があったのかどうかを伺います。

それまではやわらかい文書で協力をお願いしますよと、協調しながら進めていきましょうというのが11月まで、1月になってこの強硬手段に出された理由は何ですかねて。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） この件については、その当時は、金銭的な保証を考えていまして、本町としても最終責任はそれでないと思たせないと考えておりました。

具体的な額については、根拠となる資料と写真もありませんでした。それから先ほど言いましたように、寄託か寄贈かも証明するものもありませんでした。こちらとしては判断ができない状況でありましたので、具体的な金額を判断するために、相手の方と交渉をしていきたいと考えておりました、相手の考える金額と、大幅なずれがあつてはいけないということで、公正な判断で相手に対して、誠意ある対応を進めていくためにも、弁護士に相談して、法的に進めていくことが妥当だということで、そういった弁護士に窓口を委託しまして、その鎧の方と交渉していただくということでしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 時間がありません。最後に町長、この問題の解決策。町長も第三者委員会の結果、第三委員会の答申に任せると、あるいはあくまでも弁護士を通じての交渉しか

認めないと。先ほど私が言いましたように、木城町のあるいは木城町民の、何と言いますか、その疑いというものを晴らすと言いますか、そういう考えで直接本人と会って、法外なものを要求されれば弁護士を立てる。保証はいらない、その町の誠意が見たいんだと相手の意向となれば、長引く弁護士を立てちゃったら、ずうっと長引くと思うんですよ。お互い腹を割って話し合えばどっか妥協点が見出されるところがあるんじゃないかと、私は、今の段階では思うんですが、解決策としては、町長、どういう解決策を望まれておりますか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど申し上げましたように、この部分については、木城町として最終的に判断をするわけですが、その場合に、一側面であるとか、今いろいろこう言われましたけれども、あえて反問権があれば反問したい部分もありますが、それはできないので、いずれにしても、しっかりと、今現在におきましては、そういった部分で中立公平、透明性を持った第三者機関で、今、調査協議がなされておるわけでありますので、その報告書を待って、報告書をもとに、先ほど言いました宮崎県町村会の法律顧問弁護士と相談をさせていただいて、公平公正かつ客観的な判断、説明、責任ができるように、また相手に対しても、誠意ある対応をするためにも、そういったことで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 一般質問の議員の発言時間は30分以内となっております。残り時間が少なくなりましたので、時間を考慮して質問してください。

○議員（6番 堀田 廣幸君） はい、もう最後です。

お願いします。やっぱり木城町民の名誉のために、早期解決をしていくべきだと、このことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田廣幸君の質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

日程第2. 散会

○議長（後藤 和実） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日8日は産業文教常任委員会審査、9日から11日までは予算審査特別委員会審査及び審査まとめ、12日から13日までは休会、14日は過疎地域自立促進計画審査特別委員会審査まとめ及び議会候補編集特別委員会、15日火曜日は本会議、午前9時会議で、各常任委員会各特別委員付託議案審査結果報告、質疑・討論・採決となっています。

本日はこれで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様一言お礼申し上げます。本日は早朝よりたくさんの

方々に熱心に傍聴していただきましたことを心より感謝申し上げます。

これからも議員一同、皆様のご期待に応えるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

議員の方は控室をお願いいたします。

○事務局長（**渕上 達也君**） 皆様ご起立ください。一同、礼。

午前11時28分散会
